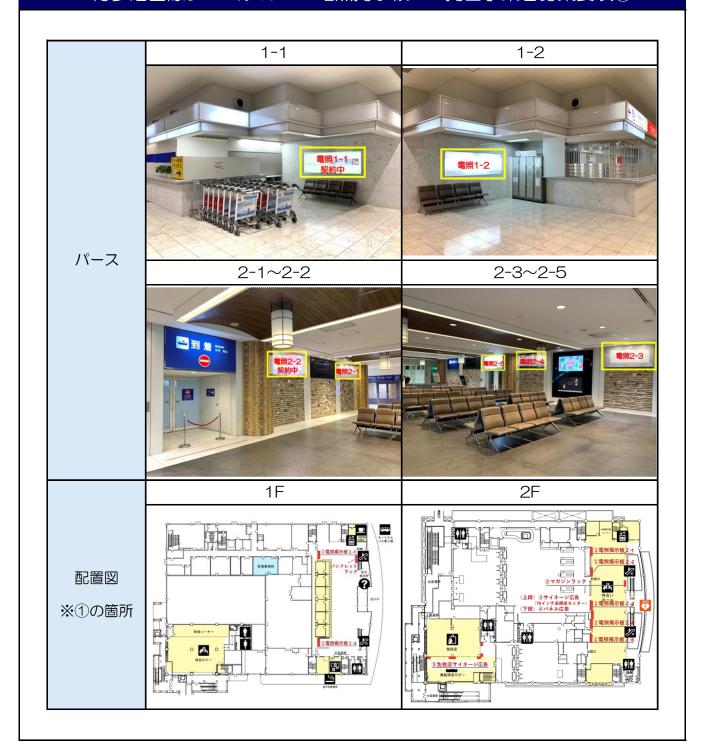
## 博多港国際ターミナル 電照掲示板 掲出事業者募集要項①

掲出枠	No.	面積	枠寸(mm)	見寸(mm)
	1-1~1-2	2.47m²	H925×W2,666	H905×W2,645
	2-1~2-5	2.24m²	H1,045×W2,145	H1,025×W2,125
	※クリアカバーは、お客さまでご準備願います。サイズは枠寸です。			
設置場所	1-1~1-2 : 1Fチケットカウンター両サイドの横			
	2-1~2-5 : 2F待合フロアの壁面			
掲出単位	月間掲出 : 当該月1日より末日まで			
掲出期限	許可日 より 最長、当該年度末まで			
利用料金	月々 28,800 円(税込み)/枠 ※福岡市条例料金+電気料金 ※ 博多港国際ターミナルの専用利用(電照掲示板のみの利用を除く)許可を受けた者以外の者が営利を目的として利用する場合の利用料金です。 ※ 電気料金は含まれています。			
仕様				
許可基準	博多港国際ターミナル条例施行規則 第7条 の基準に基づき、その広告等が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可はできません。 (1)公の秩序又は善良の風俗に反するとき。 (2)美観を害するとき。 (3)利用者に不快感を与えるとき。 (4)その他市長が不適当と認めるとき。			
許可条件 (支払条件等)	<ul><li>広告制作・設置にかかる費用は掲出事業者の負担となります。</li><li>利用料金のお支払確認後、許可書を発行いたします。</li></ul>			
受付•申込方法	「博多港国際ターミナル許可申請書(専用利用)」に記入・押印のうえ、 申請書(様式第3号:占用利用申請書)を郵送又はFAX願います。			
申込書類	• 許可申請書(専用利用) • 掲出広告資料(データ等)			
掲出広告資料	<ul><li>掲出物の内容等を審査のうえ、選定いたします。</li><li>内容によっては、掲出をお断りする場合がございます。</li><li>掲出決定事業者は、その権利を他社に譲ることはできません。</li><li>広告掲出物の設置(更新・撤去等)は、事前に弊社と日時等協議のうえ作業を行うようお願いします。</li></ul>			
その他注意事項	• 掲出物運搬、広告メディア作成・更新、現状復旧これらに関する経費の一切は、応募者のご負担となります。			

## 博多港国際ターミナル 電照掲示板 掲出事業者募集要項②



## ■お問い合せ

• 施設内見学その他のご要望は、博多港国際ターミナル管理事務所までお問い合せください。

福岡市博多区沖浜町14-1 博多港国際ターミナル 管理事務所

TEL092-282-4871 Email: contact@hakataport.com